

相続手続き ～必要書類編 戸籍②～

前回、なぜ戸籍謄本を集める必要があるのか、またどんな戸籍謄本が必要になるのかについてご説明しました。おわかりいただけましたでしょうか？今回は、この戸籍謄本について少し細かく見ていきます。ただ、実際には役所の方がやってくれますので、『ふ～ん、そうなんだ』程度でよろしいと思います。

(2) なぜ戸籍謄本は何通もあるの？

人が生まれてから亡くなるまでがたった一つの戸籍謄本で網羅されていれば、その謄本を取得すれば全てわかることになりますが、実際はもう少し複雑になります。例えば、結婚。結婚すれば親の戸籍から抜けて新たな戸籍が作られることになります。あるいは転籍。北海道で生まれた人が沖縄に引っ越すことになり、手元に現在の戸籍を置いておきたい場合には、戸籍も沖縄に引っ越し（転籍）することができます（逆を言えば、単に住所を引っ越しただけでは本籍地は移動しません）。また、自分の意思とは関係なく戸籍謄本が新しく作られることもあります。それは戸籍法改正による場合です。家制度を廃止しましょう、戸籍をコンピュータ化しましょうなどという法改正があると、知らぬ間に新しい戸籍が作られることになります。



(3) 戸籍謄本には何が書かれているの？

戸籍謄本には何が書かれているのでしょうか？マル秘個人情報が満載ですが、大きく分けると

- ① 本籍地
- ② 筆頭者の名前
- ③ その戸籍謄本が作られた年月日や理由
- ④ その戸籍謄本の中にいる人の情報

となります。①の本籍地は、住所に似ていますが、住所（住居表示）とは異なります。本籍地は実在する場所なら好きなところに置くことができます。そもそも戸籍は親子関係や婚姻関係などを示すためのものなので、本籍地そのものには意味がなくてもいいのです。例えば、磯野波兵衛さんが筆頭の戸籍を日本の中から探そうとしても容易ではありません。したがって、『〇〇区〇〇番地に本籍地がある』磯野波兵衛さんの戸籍と限定してあげることで探しやすくするということです。

②の筆頭者の名前も①と同様です。〇〇区〇〇番地にたくさんの戸籍がある場合、その中のどの戸籍を探せばいいかわからなくなりますね。そのため、筆頭者という見出しをつけてわかりやすくしています。また、筆頭者とは文字通り最初の部分に記載されている名前を指し、結婚した場合は夫、未婚の場合は父であることが多くなります。この筆頭者はたとえ亡くなくても変わることはありません（単なる見出しとしての役割だから）。

③には、コンピュータ化により作られた日や婚姻により新たに作られた日が記載されています。戸籍のつながりを追っていく場合、この年月日が従前の戸籍とつながっているか確認することがとても重要となります。

④は、例えばその戸籍に名を連ねるお父さん・お母さん・子どもなどの生年月日・両親の名前、及びどこからその戸籍に入ったか（婚姻・出生・養子などの原因）を確認することができます。

(4) 戸籍謄本はどこでとれるの？

戸籍謄本は、本籍地のある市区町村の役所でしか取得できません。親族の戸籍を追っていると、従前の戸籍が思わぬ遠方にあることがあります。その場合は、郵送でも取得することができます。

カツオ『ぼくは結婚したら北方領土に戸籍を置いてみるよ。根室市で申請すればいいんだってさ～』

